⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、両工種の有資格者である場合は（甲）（乙）どちらでもよい。又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。
③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。
⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。
⑶　技術提案書の記載に関する事項
①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、発注者が過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。
・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・防食を施した鋼材（エポキシ樹脂塗装鉄筋、ステンレス鉄筋、エポキシ樹脂被覆ＰＣ鋼材、ステンレスＰＣ鋼材など）に変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案
②　評価項目①～④に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
③　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。
④　技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。
⑤　所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
⑥　１提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。
⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。
◎工事目的物の性能・機能に関する事項
品質管理【20点】①橋梁上部工および下部工（基礎工を除く）のコンクリートの品質を向上させる対策
品質管理【20点】②片持張出し架設における床版高さの出来形管理手法
◎社会的要請に関する事項
安全管理【30点】③作業員の転落・墜落、資機材の落下事故防止に向けた安全対策
安全管理【30点】④供用中のＩ期線に対する近接工事の更なる安全対策
提案された内容について、評価指標をもとに提案者の優劣を相対的に評価する。技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優　共通仕様書、構造物施工管理要領及び設計図書に示す標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　標準案に比べ、やや優れているもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
⑸　評価点の付与方法
【判定方式】評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
①　橋梁上部工および下部工（基礎工を除く）のコンクリートの品質を向上させる対策
優　20
良上　15
良　10
良下　5
可　0
②　片持張出し架設における床版高さの出来形管理手法
優　20
良上　15
良　10
良下　5
可　0
③　作業員の転落・墜落、資機材の落下事故防止に向けた安全対策
優　30
良上　22.5
良　15
良下　7.5
可　0
④　供用中のＩ期線に対する近接工事の更なる安全対策
優　30
良上　22.5
良　15
良下　7.5
可　0
⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100―200×（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、
Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑺　上記⑹において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑻　総合評価提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒920―0365 石川県金沢市神野町東170　中日本高速道路株式会社　金沢支社　総務企画部　経理・契約チーム　電話076―240―4935